

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念である「顧客第一」、「創造と開拓」、「共生」、「自己責任」を経営の基本とし、「大豊建設株式会社企業行動規範」に基づき、反社会的勢力を排除する等、取締役、執行役員及び使用人が法令・定款その他社内規程及び社会通念を遵守した行動を定め、株主・顧客をはじめとするステークホルダーの要望に応じていきます。

当社は、企業として社会的使命と責任を果たすとともに、継続的成長と発展を目指すため、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であり、経営の透明性を図るためのチェック機能の充実及び公平性を維持することが重要な課題であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2】

・株主の公平の原則に反する可能性があり、慎重に検討していきます。招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めていきます。

【補充原則1-2-4】

・全ての株主の公平という観点を維持しながら、今後の株主構成状況を勘案し、議決権の電子行使や招集通知の英訳を検討していきます。

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との取引関係の開拓・維持・安定化、提携関係、その他事業上の関係、地域社会や同業者との関係維持等により、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としています。

・政策保有株式については、保有目的の合理性、リターン・リスク等を踏まえ、中長期的経済合理性及び将来見通しを定期的に検証し、評価の見直しを行います。

・政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当社の政策保有方針に適うものであるかという観点から判断し、行使します。

【原則1-7】関連当事者間の取引

関連当事者との取引にあたり、当社は会社や株主共同の利益を害することの無いよう、法令や社内規定に基づいた承認手続きを行います。

【原則3-1】情報開示の充実

当社は、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上での情報開示等により、情報提供の即時性・公正性を目指すこととし、開示・公表していきます。

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・当社の経営理念及び中期経営計画は、当社ホームページに掲載しています。

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・大豊建設コーポレートガバナンス基本方針はホームページに掲載しています。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・取締役会は、業務執行取締役及び執行役員の報酬について、持続的な成長に向けたインセンティブとして機能する報酬体系の整備をしています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・取締役会は性別、年齢、技能、その他取締役会の構成の多様性を考慮して、取締役候補者及び監査役候補者を決定します。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・当社は、取締役及び監査役の候補者についてその略歴、社外取締役及び社外監査役の候補者について候補者とする理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。

【補充原則3-1-1】

・当社は、上記の情報開示に当たっても、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に適切に理解・判断できるような情報開示に努めていきます。

【補充原則3-1-2】

・株主構成状況等を勘案し、必要な株主総会招集通知及び株主総会参考書類情報等については、合理的な範囲において英訳することを検討します。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

・現在、当社は独立社外取締役が1名のみの状態にあります。さらに1名増員をめざして独立社外取締役の選任を検討しているところです。

【補充原則4-8-1】

・今後は、独立社外役員（社外取締役、社外監査役）での会合を開催する方向で検討しています。

【補充原則4-8-2】

・当社は、今後、複数名の独立社外取締役を選任することになった場合には、筆頭独立社外取締役を選任する予定であります。

【補充原則4-10-1】

・指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬などの特に重要な事項の検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るような仕組みの構築に努めます。

【補充原則4-11-3】

・取締役に取締役会の実効性に関する現況評価、更なる改善に向けた助言・意見を求め、その結果の概要を開示し、取締役会の実効性に資するように検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

・「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しています。

【原則1-7】関連当事者間の取引

・「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しています。

【原則3-1】情報開示の充実

・「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しています。

【補充原則4-1-1】

・当社では、経営方針の最終決定・監督機関としての取締役会と経営上重要な事項について取締役会決議の事前審議を行う経営会議、各本部毎の責任者・執行役員を設け、経営方針の決定と業務執行の分離を行っています。
・取締役会は、取締役会規程に基づき重要事項の決定を行うとともに業務執行状況の監督を行っています。
・経営会議は、経営上重要な事項について取締役会決議の事前審議を行うとともに、業務執行上の意思決定を行っています。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

・「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

・当社は、東京証券取引所の独立性判断基準及び専門的な知見に基づく客観的かつ適切な提言、監督又は監査といった機能及び役割を期待できる方を選任しています。

【補充原則4-11-1】

・当社は総合建設会社であることから、土木工事業、建築工事業の両事業に対する相当程度の知見を有する者を話し合いにより選任することとしています。併せてガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者をバランスよく取締役会の構成員とすることとしています。

【補充原則4-11-2】

・取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等で毎年開示しています。

【補充原則4-11-3】

・「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しています。

【補充原則4-14-2】

・当社取締役及び監査役は、当社が主催する役員研修や、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加しており、必要な知識あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

・当社では、企画室及び管理本部をIR担当部署としております。
・株主・投資家に対して、決算説明会を中間・期末に開催しており、そのほかにも個別でのIR取材に対応しております。また、株主総会後には、株主と当社役員とが気軽に話せる場を提供しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,592,000	9.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,387,000	5.03
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,105,761	3.56
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,659,000	3.05
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,273,496	2.61
住友不動産株式会社	2,151,000	2.47
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED, LUXEMBOURG RE LUDU		

RE:UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	2,075,000	2.38
第一生命保険株式会社	2,055,795	2.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,718,395	1.97
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,484,463	1.70

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
太田敬一郎	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田敬一郎	○	——	当社が経営の客観性や中立性を重視している理由から、弁護士としての専門的な知識と経験を基に、経営への監視と提言が期待できる社外取締役として選任致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

〈監査役と会計監査人の連携状況〉
監査役は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から会計監査の結果報告を受け、必要に応じその結果の説明を求め確認しております。会計監査人は、監査役に対して重要な事項については常に報告し、親密な関係を構築しています。

〈監査役と内部監査部門の連携状況〉
監査役と代表取締役社長の直轄部門である企画室は、内部監査の監査計画の内容について報告し、適宜（年数回）会議を開き、監査計画の調整や企画室が行った内部監査の結果報告等の情報交換を行っています。

また、内部監査の実施後に代表取締役社長に結果報告し、意見書を添付し監査役に対して報告を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 正臣	他の会社の出身者										△			
植田 雅人	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 正臣	○	――	当社が経営の客観性や中立性を重視している理由から、損害保険業界で培われた豊富な経験と幅広い見識を基に、経営への監視と提言が期待できる社外監査役として選任いたしました。 吉田正臣氏は、あいおい損害保険会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）の業務執行者として勤務していましたが、業務を退いてから10年に及び、現在は他の会社の社外役員を兼任していないことや、コーポレートガバナンスを深く理解し、独立性の基準及び開示加重要件に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しました。
			当社が経営の客観性や中立性を重視している理由から、金融業界で培われた豊富な

植田 雅人		経験と幅広い見識を基に、経営への監視と提言が期待できる社外監査役として選任いたしました。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプション

(1)付与する新株予約権の総数

取締役(社外取締役を除く)に対して付与する新株予約権の総数350個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に付与する新株予約権の上限とする。

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数は、1,000株とする。ただし、(9)の調整に服する。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込に代えて、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間とする。

(6)新株予約権の行使の条件

1)次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、新株予約権を行使できない。

(イ)新株予約権者が、在職中に禁固刑以上の刑に処せられた場合

(ロ)新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

2)新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。

3)新株予約権の相続人は、新株予約権者の死亡後6か月間に限り、当該新株予約権を行使することができる。

(7)譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権の取得条項

新株予約権において上記(6)1)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社は無償でこれを取得できる。

(9)新株予約権の目的である株式の数及び行使価額の調整

1)次の算式により、上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

また、当社普通株式の単元株式数を変更する場合には、当社は、上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式の数を合理的に調整することができる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合比率

2)当社が新株予約権発行後に時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は、株式分割若しくは、株式併合を行う場合であっても、行使価額調整は行わない。

(10)その他新株予約権の内容

上記(1)ないし(9)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役に対し新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める者に対し、新株予約権を割り当てるものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成27年度における当社の役員報酬の額

取締役8名に対する支払額が287百万円(うち社外取締役1名に1百万円)であります。

監査役3名に対する支払額が20百万円(うち社外監査役2名に10百万円)であります。

(注)報酬等の総額には、以下のものが含まれています。

1.平成27年度に役員賞与として費用計上した額

取締役 7名、監査役 1名 11百万円

2.平成28年2月15日開催の取締役会決議に基づき、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権による報酬額の総額

取締役 7名 142百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外監査役のサポート体制として、毎月毎に定例監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、実施状況及び監査結果等の検討の機会をもっています。また定例及び臨時の取締役会及び経営会議、執行役員会等の重要な会議に於いて業務の執行状況を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

「取締役会」は、取締役7名及び社外取締役1名で構成され、定例取締役会を毎月、臨時取締役会を必要に応じて開催し、取締役会規則に基づき重要事項の決定を行うとともに業務執行状況の監督を行い、経営監視機能の強化を図っています。

「監査役制度」を当社は採用しており、監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、定例監査役会を毎月、臨時監査役会を必要に応じて開催し、監査計画の策定、実施状況及び監査結果等を検討しています。また、定例取締役会、臨時取締役会、経営会議及び執行役員会等の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役会の意見聴取や資料の閲覧等を行い、取締役会の業務執行の妥当性を検証しています。

「企画室」は、取締役と連携を図り、関係会社を含むグループ全体の業務監査及び財産の状況を監査するなど年間監査計画に基づく監査を実施しています。

「経営会議」は、取締役と各本部の本部長8名で構成され、経営上重要な事項について取締役会決議の事前審議を行うとともに、業務執行上の意思決定を行っています。

「執行役員会」は、執行役員18名で構成され、定例執行役員会を年5回開催し、取締役会で決定された方針の伝達・指示を行うとともに業務の執行状況について報告を行っています。

「会計監査」は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しています。会計監査業務を執行した公認会計士は、金子能周、春山直輝(いずれも継続監査年数は7年以内)であり、会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、その他6名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、企業としての社会的使命と責任を果たすとともに、継続的に成長と発展を目指すため、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であり、経営の透明性を図るためのチェック機能の充実及び公平性を維持することが重要な課題であると考えており、その課題を対処する最良の組織体制が現在の体制であると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月6日発送
その他	株主総会招集通知発送日に当社ホームページ上に招集通知を開示

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1度、アナリスト・機関投資家向け決算説明会 平成27年11月26日開催 当社の現況と今後の経営方針について 代表取締役副社長 第2四半期の業績について 経理部長 平成28年5月27日開催 平成28年3月期の概況と今後の見通しについて 取締役専務執行役員 平成28年3月期業績について 経理部長	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算説明会資料、招集通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任部署は設置しておりませんが、IR担当部署として管理本部総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社の内部統制システムに関する基本方針については以下のとおりである。

- 1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会通念を遵守した行動を取るため、「大豊建設株式会社企業行動規範」を全役職員に周知徹底する。
 2. 当社グループにおいては、グループ各社に、それぞれの規模や業態に応じて、適正数の監査役あるいはコンプライアンス推進担当者を置き、取締役、執行役員及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。
 3. 当社及び当社子会社の取締役が出席するグループ役員連絡会等を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への報告を義務付ける。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の保存及び管理は、法令及び文書・記録管理規定等の社内規程に従い、適切に行う。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社グループ各社内、各部署に於いて、担当業務に関するリスクを想定し、その対応策を作成し、教育する。災害等各部署に共通する事項については、対応マニュアルを整備し、継続的に教育する。
 2. 日常の業務については、企画室により定期的に内部監査を実施し、業務執行に関し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクが発見された時は、直ちに当社管理本部長に報告し、必要な改善を行う。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 年度経営計画、中期経営計画に従い、目標達成のために業務を執行し、定期的に、その進捗を確認する。
 2. 業務執行については、法令及び取締役会規程、経営会議規程、執行役員会規程等の社内規程に従う。
 3. 日常の業務執行については、職務執行規程、職制等に従う。
- 5) 当社グループにおける業務適正を確保するための体制
 1. グループ役員連絡会等において、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を取扱うとともに、必要に応じて当社グループのすべての役職員に周知徹底する。又、適宜に当社顧問弁護士により、子会社取締役等及び使用人に対し研修を行う。
 2. 当社は、グループ全体に適用される内部通報制度として公益通報者保護規程を定め、外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役会は、監査役の意見を聞き、十分な協議を行い、合意に基づき、必要な措置をとる。
- 7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人を設ける際は、他部署の使用人を兼務させない。又この使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- 8) 監査役への報告に関する体制
 - イ 当社取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制
 1. 取締役及び執行役員は、取締役会、執行役員会等の会議において、監査役に対し、審議事項・決議事項につき、適切な報告を行うために、法令遵守、有効な内部統制、財務内容の適正開示につとめる。
 2. 取締役、執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 3. 使用人は、定期的に監査の結果を報告する。
 - ロ 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
当社グループの役職員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は会社に重大な損失を与える事実が発生し又はその恐れがあることを知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
 - ハ 監査役に対し報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- 9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。
 2. 当社の監査体制の実効性を高めるため、当社グループの役職員は、監査役の意見を十分に尊重し、監査役の監査に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、「大豊建設株式会社企業行動規範」において、反社会的行為の根絶を目指し、暴力団対策法の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為を行わないこととしている。

当社は、対応統括部署として本支店に総務部を設置し、管轄警察署との連携により情報収集を行うとともに連絡通報体制を確立している。行動規範の遵守マニュアルにおいて反社会的勢力排除に向けた当社の対応を定めており、総務部法務課による社員を体制としたコンプライアンス教育の開催時に同遵守マニュアルの説明・指導を行う体制の整備をしている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりである。

当社は「大豊建設株式会社企業行動規範」および同遵守マニュアルにおいて「企業会計の透明化を図るとともに、株主や投資家等に対して適切な企業情報を適時に開示する。」こととしており、その実現のために適時開示の社内体制の整備に努めております。

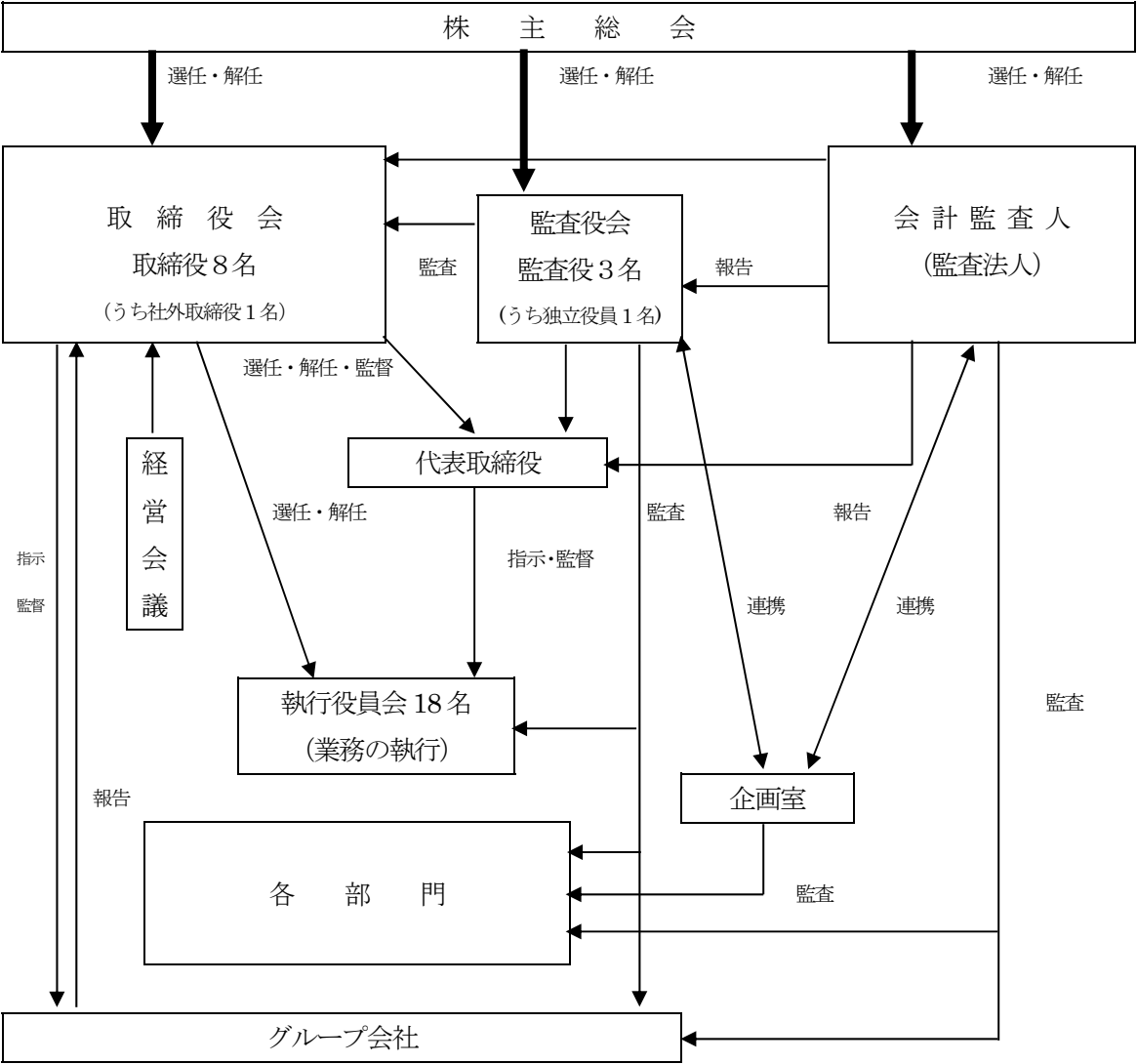
具体的には、決定事実・決算情報・その他の重要な情報については取締役会決議により認識され、その内容は管理本部長を通じて情報取扱責任者（管理本部総務部長）に連絡されます。発生事実については、当該事実発生により認識され、関連部署の部門長を通じて情報取扱責任者に報告されます。

情報取扱責任者はこれらの情報について取締役会への付議審査と同時に金融商品取引法をはじめとした諸法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則に基づく開示の必要性の有無、公表の時期、方法の検討を行います。

開示が必要と判断された情報については、取締役会の決議または代表取締役の承認後、情報取扱責任者が速やかに公表します。

また、インサイダー情報の管理においては、社内規定でその取扱いを定め、役職員のインサイダー取引の未然防止に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制



適時開示に係る社内体制図

